

令和 8 年度

上戸町宿舍内装等改良改修工事

仕 様 書

第九管区海上保安本部

## 第一章 工事概要

### 1. 工事名称

上戸町宿舍内装等改良改修工事

### 2. 工事場所

石川県珠洲市上戸町い字64-1 上戸町宿舍

### 3. 工事期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

### 4. 担当部署

事務所名 第九管区海上保安本部総務部経理課(仕様、監督、検査)

所在地 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

電 話 025-285-0118

事務所名 能登海上保安署(現場監督)

所 在 地 石川県鳳珠郡能登町字宇出津八字128番地 宇出津第1・第2分団詰所

電 話 0768-62-3118

## 第二章 一般共通事項

### 1. 適用範囲

(a) 工事実施に際しては、設計図書に従い施行する。

(b) 本仕様書に記載のない事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

### 2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

### 3. 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

### 4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。

### 5. 現場の納まりなどの関係による協議

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。なお、軽微な変更等であれば請負金額の変更は行なわない。

## 6. 諸 届

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。

## 7. 現場代理人及び主任技術者

- (a) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
- (b) 建設業法第 26 条に定める主任技術者（監理技術者）はその資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

## 8. 工事現場の安全衛生管理

- (a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。ただし、別に責任者を定める場合はこれによるものとする。
- (b) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。

## 9. 災 害 及 び 公 害 の防止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。また、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者の責任において適正な補償を行わなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象の変化に注意し、事故防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

## 10. 臨 機 の 処 置

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

## 11. 養 生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行なう。

## 12. 工 程 表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受ける。

## 13. 施 工 計 画 書

工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性

の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

#### 14. 施工図、原寸図、見本その他

施工図、原寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。

#### 15. 職 方 へ の 指 示

12. 13. 14. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

#### 16. 材 料

(a) 材料は、新品とし、18. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(b) 材料の品質が明示されてない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(c) 設計図書による「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マーク表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

(d) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

#### 17. 材 料 搬 入 の 報 告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 26. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

#### 18. 材 料 の 検 査

(a) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(b) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

#### 19. 材料検査に伴う試験

(a) 試験は下記の場合に行なう。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(b) 供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。

(c) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行なうものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行なう場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。

(d) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

#### 20. 施 工

施工は、設計図書及び 12. 13. 14. による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行なう。

## 21. 施 工 の 検 査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

## 22. 施 工 の 立 ち 会 い

監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

## 23. 施工検査に伴う試験

(a) 試験は下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
  - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (b) 供試体の作製及び試験所等は、19. による。

## 24. 他 工 事 と の 出 合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

## 25. あ と 片 付 け

工事完成に際しては、あと片付け及び清掃を行う。

## 26. 工 事 報 告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

## 27. 工 事 写 真

工事着工前から工事完成まで工事の施工順に撮影し、サービス判、各 1 枚をアルバムに整理して監督職員に提出する。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認できない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

## 28. 完 成 写 真

正面・側面等2～3方向から撮影し監督職員に提出する。

## 29. 竣 工 検 査

現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検

査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。

### 30. 官 給 品 等

(a) 本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 官給品の引渡しを受ける際には、現場に立ち会い、「官給品受領書」を 2 部提出する。
- (2) 官給品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (3) 官給品の使用が終了したときは、「官給品精算書」を 2 部提出して確認を受け引渡を行う。

(b) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 撤去品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (2) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を 2 部提出する。

### 31. 完 成 図 書 等

工事完成後、完成図書、取扱説明書その他監督職員の指示する図書を提出すること。

## 第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は下記による

- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「電気通信設備工事共通仕様書」:国土交通省大臣官房技術調査課編集

### 1. 工事内容

別図2、3の4戸(11号室、12号室、21号室、22号室)の既存窓の内側に内窓(複層ガラス)を設置し、結露の発生を抑制するとともに、断熱性・気密性の向上を図ること。あわせて、既存網戸の交換、既存障子の撤去、既存照明器具のLED器具への交換、及び既設洗面台の交換を行うこと。

なお、床から天井までの既設天井高は、約2,400mmである。

### 2. 仮設等工事

- (1) 設置工事前に安全に作業できるよう足場等を設置し、養生を行うこと。
- (2) 工事資材や処分廃材の運搬及び搬入・搬出は付帯とする。
- (3) 工事完了後、室内の清掃を行うこと。

### 3. 工事対象

別図2、3の4戸(11号室、12号室、21号室、22号室)を対象とし、各工事の内訳は以下のとおりとする。表については、1戸あたりの内訳とする。各部屋の工事内容は、別図4、5を参照すること。

#### (1) 内窓設置(設置窓一覧)

| 部屋名      | 窓種別   | 寸法(W×H)          | 数量/戸 |
|----------|-------|------------------|------|
| 和室1      | 腰高窓   | 1,200 × 1,300 mm | 1枚   |
| 和室2      | 掃き出し窓 | 1,700 × 1,800 mm | 1枚   |
| 和室3      | 掃き出し窓 | 1,700 × 1,800 mm | 1枚   |
| 居間       | 掃き出し窓 | 1,700 × 1,800 mm | 1枚   |
| キッチン     | 腰高窓   | 800 × 900 mm     | 1枚   |
| ホール(脱衣室) | 腰高窓   | 800 × 900 mm     | 1枚   |
| ホール(浴室)  | 腰高窓   | 600 × 500 mm     | 1枚   |
| 小計       |       |                  | 7枚   |

【全体数量】7枚/戸 × 4戸 = 合計28枚

#### (2) 網戸交換

| 部屋名     | 窓種別 | 寸法(W×H)      | 数量/戸 | 内容               |
|---------|-----|--------------|------|------------------|
| ホール(浴室) | 腰高窓 | 600 × 500 mm | 1枚   | 既存網戸を撤去し、新規網戸に交換 |

【全体数量】1枚/戸 × 4戸 = 合計4枚

#### (3) 障子撤去

| 部屋名  | 窓種別   | 寸法(W×H)          | 数量／戸  | 内容      |
|------|-------|------------------|-------|---------|
| 和室 1 | 腰高窓   | 1,200 × 1,300 mm | 1 枚   | 既存障子を撤去 |
| 和室 2 | 掃き出し窓 | 1,700 × 1,800 mm | 1 枚   | 既存障子を撤去 |
| 和室 3 | 掃き出し窓 | 1,700 × 1,800 mm | 1 枚   | 既存障子を撤去 |
| 居間   | 掃き出し窓 | 1,700 × 1,800 mm | 1 枚   | 既存障子を撤去 |
| 小計   |       |                  | 4 枚／戸 |         |

【全体数量】4 枚／戸 × 4 戸 = 合計 16 枚

- (4) 照明器具 LED 交換 (既存の照明器具を撤去し、LED 器具に交換)

| 部屋名       | 数量／戸   | 内容                                  |
|-----------|--------|-------------------------------------|
| 和室 1      | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具 (調光対応・リモコン方式) に交換 |
| 和室 2      | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具 (調光対応・リモコン方式) に交換 |
| 和室 3      | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具 (調光対応・リモコン方式) に交換 |
| 居間        | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具 (調光対応・リモコン方式) に交換 |
| キッチン      | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具に交換                |
| キッチン(手元灯) | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具に交換                |
| ホール(脱衣室)  | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具 (防湿型) に交換         |
| ホール(浴室)   | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具 (防湿型 (浴室用)) に交換   |
| ホール(トイレ)  | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具に交換                |
| ホール(玄関)   | 1 個    | 既存照明器具を撤去し、LED 器具に交換                |
| 小計        | 10 個／戸 |                                     |

【全体数量】10 個／戸 × 4 戸 = 合計 40 個

- (5) 洗面台交換 (既設洗面台を撤去し、新規洗面台を設置)

| 部屋名          | 数量／戸 | 内容                                                                            |
|--------------|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ホール<br>(洗面台) | 1 台  | 既設洗面台 (W600×H1790×D500 mm) を撤去し、既設と同程度のサイズの新規洗面台 (洗面化粧台) を設置。撤去に伴い生じた跡の補修を含む。 |

【全体数量】1 台／戸 × 4 戸 = 合計 4 台

※ 正確な寸法・仕様・器具形状は受注者による現地調査等によるものとする。

※ 新規洗面台の間口・寸法は、既設洗面所の設置スペースに納まり、かつ既設と同程度のサイズとすること。

#### 4. 使用材料

- (1) 内窓 (樹脂製サッシ)

結露対策を主目的とするため、断熱性・気密性に優れた樹脂製サッシ及び複層ガラスを使用すること。

| 内窓の項目 | 仕様                                                                                       |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 枠材    | 樹脂製 (塩化ビニル樹脂)                                                                            |
| ガラス   | 複層ガラス (Low-E 複層ガラス) を標準とすること。<br>和室 1～3、居間の窓は、すりガラスの複層ガラスとすること。<br>その他の窓は、透明の複層ガラスとすること。 |

| 内窓の項目 | 仕様                                  |
|-------|-------------------------------------|
| 中空層   | 12mm 以上を推奨／納まり上 6mm の場合はアルゴンガス封入とする |
| 開閉方式  | 引違い窓(各窓の形状・使用状況に応じて選定)              |
| 断熱性能  | 建具の熱貫流率 2.33 W/(㎡・K) 以下             |
| 気密性能  | JIS A 4706 に定める A-4 等級相当以上          |
| 品質    | JIS A 4706(サッシ)適合品                  |

(2) 網戸

| 網戸の項目 | 仕様                           |
|-------|------------------------------|
| 枠材    | 既存サッシに適合する規格品                |
| ネット   | 防虫用ネット(18 メッシュ以上を標準とする)      |
| 色・仕様  | 既存窓・周辺と調和するものとし、監督職員の承諾を得ること |

(3) 照明器具(LED 器具)

各室の用途に適合した LED 照明器具を使用すること。

本工事(照明)は照明器具本体の交換を対象とし、既存の配線・配線器具は既設を利用すること。

ただし、劣化・不適合が判明した場合は、監督職員と協議のうえ処置すること。

| LED 器具の項目 | 仕様                                      |
|-----------|-----------------------------------------|
| 光源        | LED(一体型を標準とする)                          |
| 品質        | JIS C 8105 適合品、電気用品安全法に基づく PSE マーク表示品   |
| 定格・光束     | 各室の用途・広さに応じ、既存(蛍光灯)と同等以上の明るさ(照度)を確保すること |
| 定格寿命      | 40,000 時間以上を目安とする                       |

【室別の器具仕様】

| 設置場所      | 色温度      | 備考                 |
|-----------|----------|--------------------|
| 和室 1      | 昼白色      | 調光対応(リモコン方式)       |
| 和室 2      | 昼白色      | 調光対応(リモコン方式)       |
| 和室 3      | 昼白色      | 調光対応(リモコン方式)       |
| 居間        | 昼白色      | 調光対応(リモコン方式)       |
| キッチン      | 各室に適したもの | 設置環境に適合したもの        |
| キッチン(手元灯) | 各室に適したもの | 設置環境に適合したもの        |
| ホール(脱衣室)  | 各室に適したもの | 防湿型                |
| ホール(浴室)   | 各室に適したもの | 防湿型(浴室用として認定されたもの) |
| ホール(トイレ)  | 各室に適したもの | 設置環境に適合したもの        |
| ホール(玄関)   | 各室に適したもの | 設置環境に適合したもの        |

(4) 洗面台

新規洗面台の色・仕様・グレードは、既設と同程度とし、事前に監督職員の承諾を得ること。

給水・給湯・排水の接続位置が既設と異なる場合は、必要な範囲で配管の調整を行うこと。

| 洗面台の項目 | 仕様                                                               |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 種別     | 洗面化粧台(洗面ボウル・水栓・鏡・照明・収納を備えた一体型)                                   |
| サイズ    | 既設と同程度の間口・寸法とし、既設洗面所の設置スペースに適合すること(一般的な間口は、600mm 程度を想定、現地確認すること) |
| 洗面ボウル  | 陶器製又は樹脂製(JIS A 5207 に準拠)                                         |
| 水栓金具   | 湯水混合水栓(シングルレバー等)とし、給湯(湯水)に対応するもの<br>節湯型を推奨                       |
| 鏡      | 一面鏡                                                              |
| 照明     | LED 照明を備えたもの                                                     |
| 収納     | 収納付き(洗面ボウル下部の収納キャビネット等を備えたもの)                                    |
| 品質     | 電気設備(照明等)を有するため、電気用品安全法に基づく PSE マーク表示品                           |
| 付属     | 給水・給湯接続金具、止水栓、排水トラップ等、設置に必要な部材一式を含む                              |

## 5. 事前調査

- (1) 契約後、受注者は対象 4 戸の全ての対象箇所について現地調査を行い、正確な採寸・仕様確認を実施すること。
- (2) 既存窓枠の状態、下地、奥行き寸法(ふかし枠の可否)を確認し、支障がある場合は速やかに監督職員に報告すること。
- (3) 網戸交換対象窓は、既存レール・戸車の状態を確認すること。
- (4) 照明器具については、既存器具の取付方式、配線・スイッチの状態、天井・壁の下地を確認すること。
- (5) 既設洗面台の寸法、給水・給湯・排水の接続位置、壁・床の状態を確認し、新規洗面台の適合性を確認すること。

## 6. 施工

### (1) 内窓設置

- ① 既存窓枠内に取付枠(必要に応じてふかし枠)を確実に固定すること。
- ② 内窓本体を水平・垂直を確認しながら建て込むこと。
- ③ 開閉・施錠が円滑に行えることを確認すること。
- ④ 枠まわりの隙間はシーリング等により気密処理を行い、空気の漏れを防止すること。
- ⑤ 結露対策の観点から、既存窓との間の空気層が確実に確保されるよう施工すること。
- ⑥ 既存カーテンレールが内窓及びふかし枠の設置位置に干渉する場合は、これを一旦取り外し、内窓設置後に室内側へ移設・再取付し、カーテンが支障なく開閉できることを確認すること。

### (2) 網戸交換

- ① 既存網戸を撤去する。
- ② 採寸に基づき用意した新規網戸を建て込み、円滑に開閉できることを確認すること。
- ③ 網戸がレールから外れないよう、外れ止め等を適切に調整すること。

### (3) 障子撤去

- ① 既存障子を撤去する。

② 撤去にあたり、残置する枠・レール・周辺仕上げ材を損傷しないよう養生・注意すること。

③ 撤去箇所は清掃し、仕上げに支障のない状態に整えること。

#### (4) 照明器具 LED 交換

① 作業前に必ず対象回路の電源を遮断(ブレーカー遮断)し、無電圧を確認したうえで作業を行うこと。

② 既存照明器具を撤去する。

③ 天井・壁の下地を確認し、新規 LED 器具を確実に固定すること。

④ 和室 1～3、居間には、リモコン方式の調光対応器具を設置し、リモコンによる調光が確実に動作するよう確認・調整すること。リモコンは各戸に引き渡すこと。

⑤ 浴室・脱衣室には、防湿型の照明器具を選定し、製造者の指定する施行方法により設置すること。

⑥ 施工後、点灯・消灯・調光(居間)及びスイッチの正常な動作を確認すること。

⑦ 撤去した既存照明器具は、破損に注意して取り扱うこと。

#### (5) 洗面台交換

① 作業前に止水栓を閉止し、給水・給湯を停止したうえで作業を行うこと。

② 既設洗面台の給排水・給湯を切り離し、洗面台本体を撤去する。洗面台の照明の電源接続を伴う場合は、電源を切り離すこと。

③ 給水・給湯・排水の接続部の状態を確認し、必要に応じて止水栓・排水トラップ等を更新すること。

④ 新規洗面台を水平・垂直を確認して確実に固定し、給水・給湯・排水を接続する。

⑤ 接続後、通水試験を行い、給水・給湯・排水に漏水がないことを確認すること。

⑥ 洗面台と壁・床の取合い部は、シーリング等により防水処理を行うこと。

⑦ 排水が円滑に流れること、水栓(湯水切替を含む)・排水金具・照明が正常に作動することを確認すること。

⑧ 撤去に伴い生じた既設洗面台の跡(ビス穴・変色・剥がれ・防水不良等)は、パテ埋め・補修・再仕上げ・防水処理等により、周囲と調和するよう適切に補修すること。補修範囲・方法について疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ決定すること。

### 7. 廃棄物処理

本工事にあたって、撤去した発生材等は関係法定に従い適正に処置し、撤去にあたっては、建設リサイクル法等関係法令に準拠し適正に処分すること。

また、産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行うこと。

### 8. その他

(1) 本修繕工事期間中も入居者が住み続けられるように修繕工事を進めること。

(2) 居住者がいる場合は、作業日程を事前に調整し、生活への支障を最小限にすること

(3) 既存部分(壁・床・建具・家財等)を汚損・損傷しないよう養生を徹底すること。

(4) 騒音・振動に配慮し、近隣及び居住者へ事前周知を行うこと。

(5) 工事期間中は毎日の作業終了後に清掃を行い、整理整頓に努めること。

## 位置図



## 案内図

図 1



## 建物

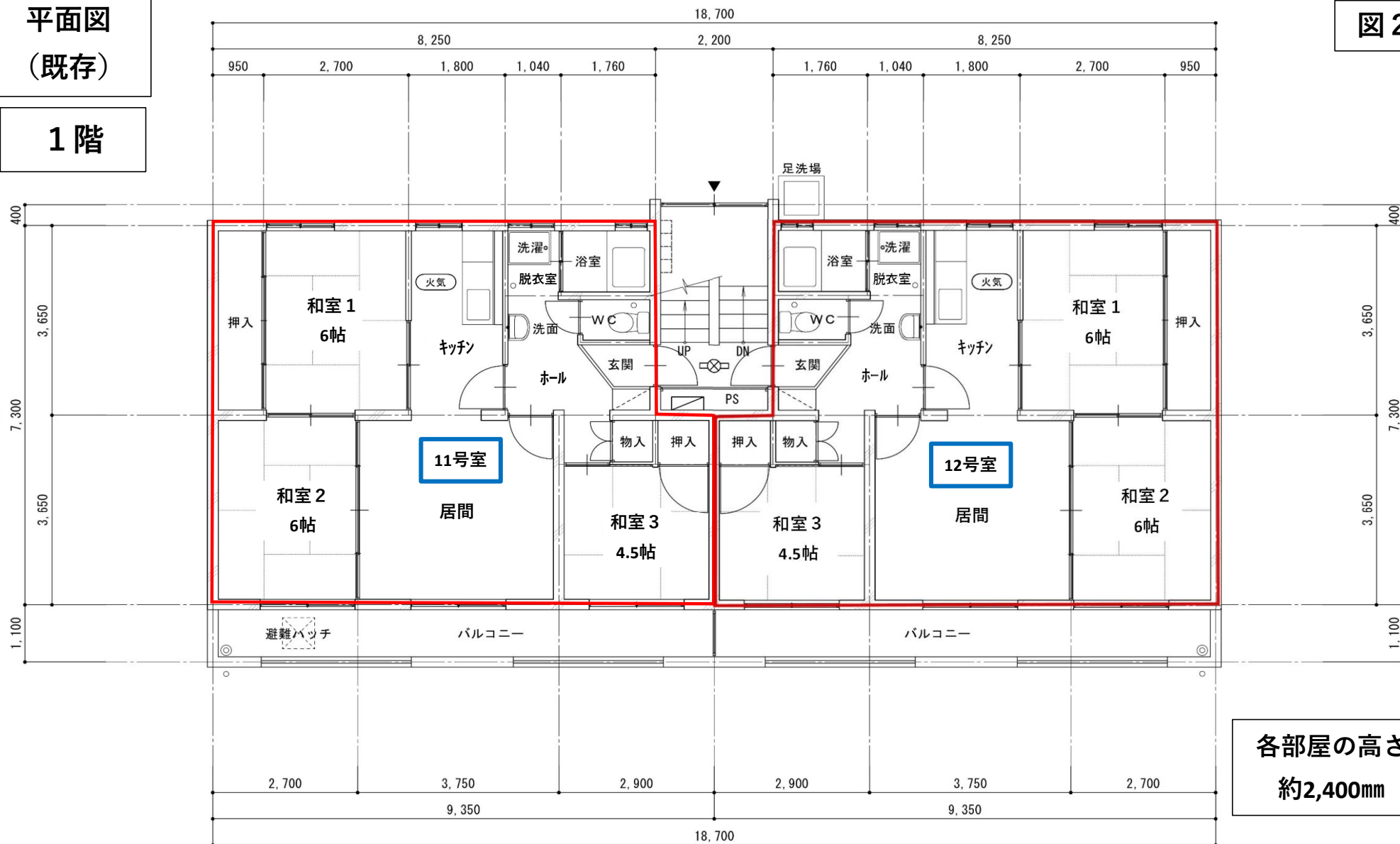


工事場所住所：石川県珠洲市上戸町い字 6 4 - 1

平面図  
(既存)

1 階

図 2



各部屋の高さ  
約2,400mm

平面図  
(既存)

2 階

図 3

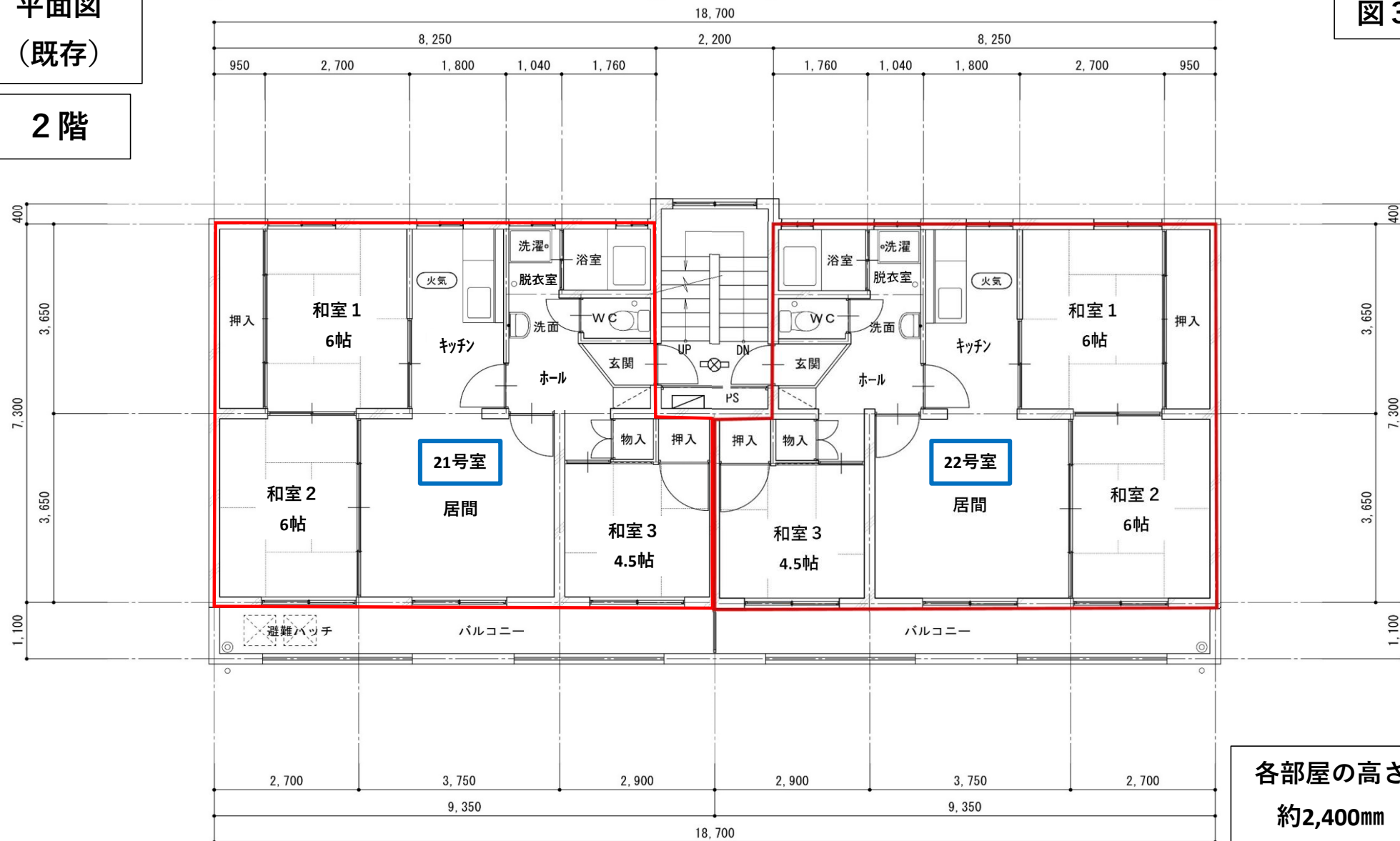


図 4

平面図  
(改修内容)

11号室、  
21号室

和室 1

- ・腰高窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具をLED器具へ改修

キッチン

- ・腰高窓に内窓を設置
- ・キッチン、キッチン手元灯の既設照明器具をLED器具へ改修

和室 2

- ・掃き出し窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具をLED器具へ改修

居間

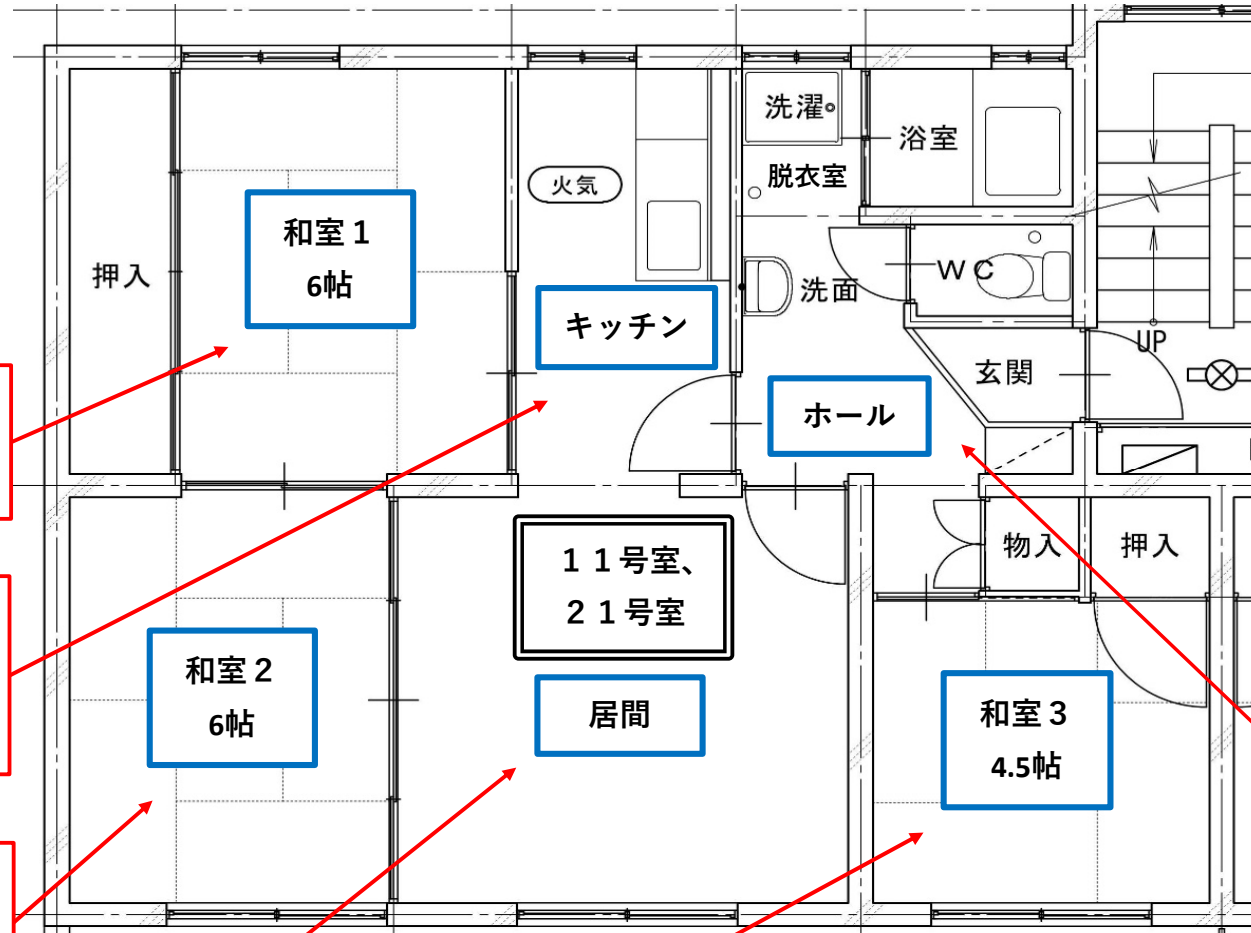
- ・掃き出し窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具をLED器具へ改修

和室 3

- ・掃き出し窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具をLED器具へ改修

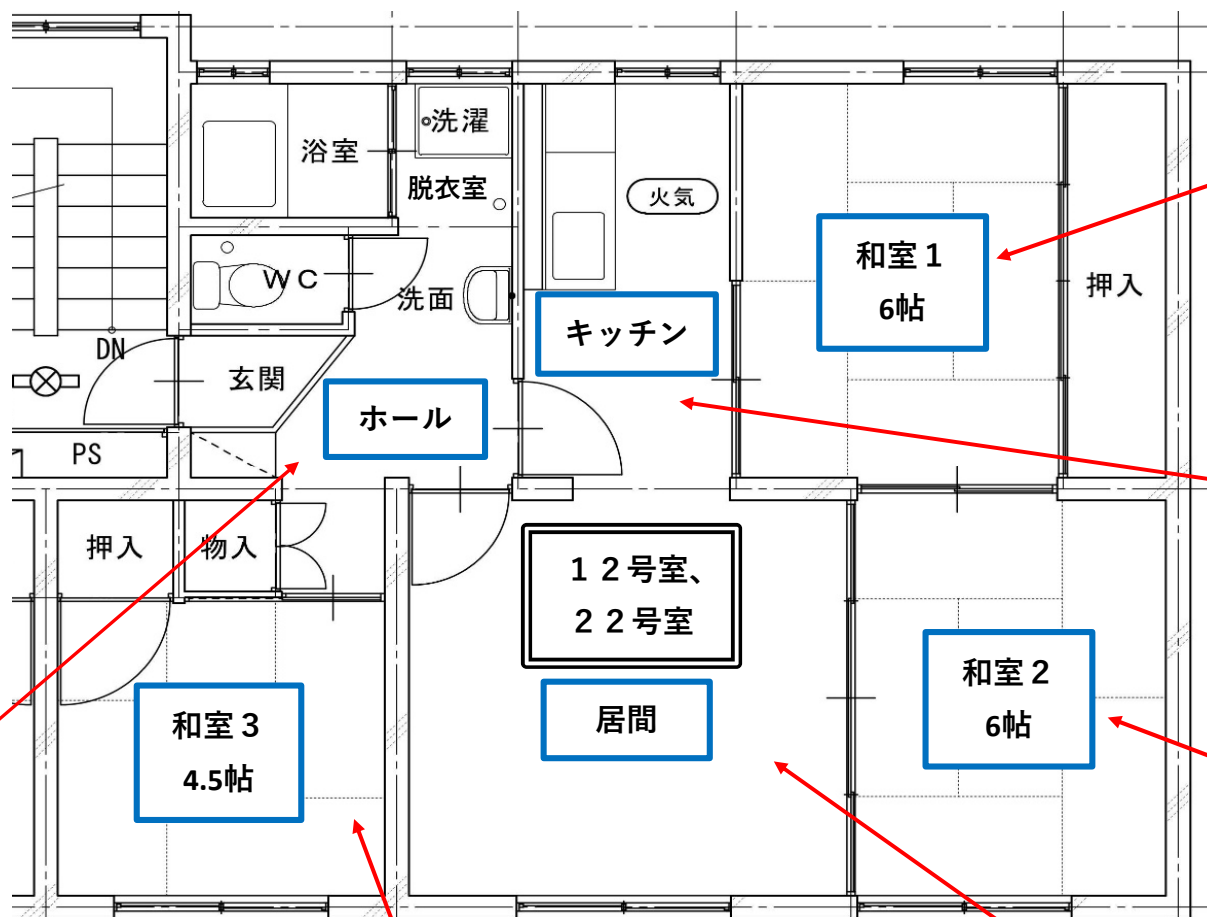
ホール

- ・脱衣室、浴室の腰高窓に内窓を設置
- ・浴室の網戸の更新
- ・脱衣室、浴室、トイレ、玄関の既設照明器具をLED器具へ改修
- ・洗面台の更新



平面図  
(改修内容)  
1 2 号室、  
2 2 号室

図 5



和室 1

- ・腰高窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具を L E D 器具へ改修

キッチン

- ・腰高窓に内窓を設置
- ・キッチン、キッチン手元灯の既設照明器具を L E D 器具へ改修

和室 2

- ・掃き出し窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具を L E D 器具へ改修

ホール

- ・脱衣室、浴室の腰高窓に内窓を設置
- ・浴室の網戸の更新
- ・脱衣室、浴室、トイレ、玄関の既設照明器具を L E D 器具へ改修
- ・洗面台の更新

和室 3

- ・掃き出し窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具を L E D 器具へ改修

居間

- ・掃き出し窓にある障子を撤去し、内窓を設置
- ・既設照明器具を L E D 器具へ改修